

徳島県水道広域化推進プラン検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 徳島県水道広域化推進プランを策定するに当たり、学識経験者及び水道利用者の見地から意見を聴くため、徳島県水道広域化推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 徳島県水道広域化推進プランの策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、消費者くらし安全局長が委嘱する。

2 委員会は、委員6名以内で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選任し、委員会の会務を総括する。

3 委員長代理は、委員のうちから委員長の指名によって決定し、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する事務は、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。